

川西市の介護保険料(令和8年度)

保険料の賦課期日は、年度の初日(4月1日)です。ただし、年度の途中で65歳になられたり、転入された人は、介護保険資格の取得日が賦課期日になります。

保険料は「基準額」をもとに所得によって分かります。

※令和8年度は、老齢基礎年金(満額)が80.9万を超えることを踏まえ、保険料の負担が増えないよう収入要件が変更となりました

$$\text{年間保険料} = (\text{基準額}) \times (\text{負担率})$$

(保険料単位:円)

所得段階	対象となる方		基準額	負担率	年間保険料	月額保険料	
第1段階	本人が 市民税 非課税	世帯 全員が 課税 者 に 在 る	年額 70,560円	0.285	20,100	1,675	
第2段階							●生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者 ●前年の課税年金収入金額 ＋年金以外の合計所得金額が 82.65万円以下 の方
第3段階							前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 82.65万円 を超え120万円以下の方
第4段階		前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 120万円を超える方					
第5段階		前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 82.65万円以下 の方					
第6段階	本人が 市民税 課税	世帯 に 在 る					前年の課税年金収入金額＋年金以外の合計所得金額が 82.65万円 を超える方
第7段階							前年の合計所得金額が135万円未満の方
第8段階							前年の合計所得金額が135万円以上210万円未満の方
第9段階							前年の合計所得金額が210万円以上300万円未満の方
第10段階							前年の合計所得金額が300万円以上410万円未満の方
第11段階							前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の方
第12段階							前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方
第13段階							前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方
第14段階							前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方
第15段階							前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方
第16段階							前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方
第17段階							前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方
第18段階	前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	2.700	190,512	15,876			

市民税非課税 市民税の所得割および均等割とも課税されていないことをいいます。

世帯 住民票の世帯です。

老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた人に支給される特例的な年金です。老齢基礎年金や老齢厚生年金などとは異なります。

課税年金収入金額 国民年金法、厚生年金法、公務員などの共済組合法などの規定による年金額をいいます。ただし、障害年金、遺族年金など非課税年金は含まれません。

・介護保険料の算定における「合計所得金額」とは

地方税法上の合計所得金額(収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。)から土地建物等の譲渡所得がある場合には長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額です。

また、第1段階から第5段階の方は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料算定の特例として、令和3年度から適用される税制改正(給与所得控除・公的年金等控除の見直し)の影響により年金以外の合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう以下の控除を行います。

・年金以外の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除(控除後の額が0円を下回場合は、0円となります)

※合計所得金額がマイナスの場合は、「0円」として計算します。